

規制の事前評価書

政策の名称	障害者雇用率等の見直し	担当部局名	職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課【主担当】 社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室	作成責任者名	障害者雇用対策課長 尾崎 俊雄	評価実施時期	平成29年5月
法令案等の名称・関連条項	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第38条第1項、第43条第2項及び第6項、第54条第3項 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和35年政令第292号)第2条、第9条、第10条の2及び第18条 身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第10条第1項 身体障害者補助犬法施行令(平成14年政令第298号)第2条						
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現状】 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)において、事業主は、一定の割合(以下「法定雇用率」という。)以上の障害者を雇用しなければなりません。法定雇用率については、労働者及び失業者の総数に対する身体障害者又は知的障害者である労働者及び失業者の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも5年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定めると規定されています。</p> <p>【規制の改廃の目的・内容】 今般、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第46号)の施行により、平成30年4月より精神障害者の雇用が義務化され、法定雇用率の算定基礎に加わるため、法定雇用率について、所要の改正を行う必要があります。具体的には、以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、地方公共団体 2.6%(当分の間2.5%、3年を経過する日より前に2.6%)(都道府県等の教育委員会 2.5%(当分の間2.4%、3年を経過する日より前に2.5%)) ・ 一般の民間企業 2.3%(当分の間2.2%、3年を経過する日より前に2.3%)(特殊法人等 2.6%(当分の間2.5%、3年を経過する日より前に2.6%)) <p>また、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第10条第1項において、政令で定める数以上の労働者を雇用する事業主(国等を除く。)は、その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用することを拒んではならないことを規定しています。 この「政令で定める数」は、身体障害者補助犬法により1人以上の身体障害者等を雇用する義務を負うこととなる事業主が雇用する労働者の数のうち最小の数を勘案して定めることとされており、今般、一般の民間企業の法定雇用率を引き上げることから、「政令で定める数」、事業主が1人以上の障害者を雇用する義務を負う43.5人(当分の間は45.5人)に改めます。</p>						
想定される代替案	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第46号)の施行により、平成30年4月より精神障害者の雇用が義務化され、法定雇用率の算定基礎に加わるため、法定雇用率について、所要の改正を行う必要があり、代替案は想定されません。						
規制の費用	費用の要素	代替案の場合					
1 遵守費用	法定雇用率の引き上げにより、事業主については、雇用すべき障害者数が増えるため、作業施設や設備の改善、職場環境の整備等の負担が生ずる場合があります。 また、身体障害者補助犬を使用することを拒んではならない対象事業所が増えるため、作業施設や設備の改善、職場環境の整備等の負担が生ずる場合があります。	-					
2 行政費用	事業主に周知するための費用が発生することとなります。	-					
3 その他の社会的費用	その他の社会的費用は発生しないものと考えられます。	-					
規制の便益	便益の要素	代替案の場合					
	法定雇用率の引き上げにより障害者の雇用機会が拡大されます。 また、身体障害者補助犬の使用を拒んではならないとする対象事業所が増加することにより、身体障害者補助犬を使用することで就業することができる障害者の雇用機会が拡大されます。 これらにより、障害者の社会参加と経済社会の発展に寄与します。						
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第46号)の施行により、平成30年4月より精神障害者の雇用が義務化され、法定雇用率の算定基礎に加わるため、法定雇用率について、所要の改正を行う必要があります。 法定雇用率の見直しによって事業主については、雇用すべき障害者数が増えるため、作業施設や設備の改善、職場環境の整備等の負担が生ずる場合がありますが、障害者の雇用機会が拡大し、働く意欲・能力のある者の就業が促進されることを通じて、経済社会の発展に寄与すること等の便益を勘案すると、適切な手段であると考えられます。 なお、その円滑な施行のため、一定の周知期間を設ける等、必要な措置を行っていきます。 また、身体障害者補助犬法施行令については、補助犬の使用を拒んではならない事業所の範囲が拡大し、事業所の負担が生ずる場合がありますが、補助犬の使用を認められることにより、障害者の雇用機会が拡大し、働く意欲・能力のある者の就業が促進されることを通じて、経済社会の発展に寄与すること等の便益を勘案すると、適切な手段であると考えられます。 なお、その円滑な施行のため、一定の周知期間を設ける等、必要な措置を行っていきます。						
有識者の見解その他関連事項	労働政策審議会答申「障害者雇用率について(案)」について(平成29年5月30日)において「厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。」旨が答申されています。						
レビューを行う時期又は条件	法定雇用率については、障害者雇用促進法第43条第2項及び第54条第3項において、労働者の総数に対する障害者である労働者の総数等の割合を基準として設定するものとし、少なくとも5年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定めるとされており、当該規定に基づいて見直しを行います。						